

中小企業診断士の登録等及び試験に関する
規則第35条第1項に規定する登録養成機
関の登録について（改訂版）

平成20年8月
中 小 企 業 庁

はじめに

「中小企業診断士の登録及び試験に関する規則」（以下「登録等規則」という。）第35条第1項に規定する登録養成機関の登録については、当分の間、以下のとおり運用することとします。

なお、別紙「標準モデル」の内容は、現時点における養成知識と経験などに基づいたものであり、その進展や新たな状況の変化等に応じて適宜見直すこととしております。

また、登録養成機関において、実施する登録養成課程の研修内容については、それぞれ創意工夫がなされることを排除するものではありません。したがって、申請の内容が本モデルに適合しない場合であったとしても、それが上記の事情を反映して本モデルで示される養成課程の基準と同等の内容で実施されるものであると判断される場合、これを排除するものではありません。

I. 登録等規則第35条第1項第1号に定める要件への適合

第1号に定める要件への適合に対する考え方は以下のとおりである。

1. 第1号イの要件

役員、職員、設備、実施体制、登録養成課程のコンセプト、カリキュラム及び構成する科目のシラバス（内容、目標、方法、時間数等）等を記載した研修の業務の実施に関する計画が、研修の業務的的確な実施のために適切であると判断されること。

2. 第1号ロの要件

(1) 「経理的基礎」について、以下の条件を満足すること。

登録養成課程を円滑に実施するために必要な資金が確保されていること。又は、必要な資金調達が可能であること。なお、以下の例は、経理的基礎の条件を満足しない事例と判断される。

(例)

①法人の場合（全てに該当する場合）

自己資本比率(直前期) マイナス	経常利益(直前3年間の平均値) 赤字	経常利益(直前期) 赤字
---------------------	-----------------------	-----------------

※自己資本比率（自己資本比率 = 自己資本／総資本）は、申請の直前期で計算。

自己資本比率がマイナスとは、負債が資産を超えること。（資産＜負債）

※経常利益は、申請の直前期及び直前3年間の平均値で計算。

②個人の場合（全てに該当する場合）

資産状況（直前期） 資産＜負債	所得税の納税状況（直前3年間） 青色申告特別控除前の所得金額（白色申告の場合は、所得金額）が、毎年マイナスで毎年納税していない。
--------------------	---

※資産と負債の関係は、申請の直前期を判断する。

※所得税の納付状況及び所得金額に関しては、申請の直前3年間を判断する。

(2) 「技術的能力がある」について、以下の条件を満足すること。

登録養成課程は、一定の実践能力の付与された中小企業診断士の養成を目的に、一定基準以上の演習、実習時間を行うことが必要であり、単発的な研修というより、人材養成、

人材教育に相当するものである。このため、実施を希望する登録機関は、人材養成、人材教育について豊富な経験を有することが必要であり、教授、指導員とのコミュニケーション、受講生のケアができる職員等のバックアップ体制が構築されていることも必要である。

- ① これまでに人材育成、教育事業の実績、ノウハウ等を有していること。
- ② 登録養成課程を実施するために必要な施設等を確保できること。
- ③ 登録養成課程を実施するために必要な演習を教授する者及び実習の指導者を確保できること。
- ④ 教授、指導員となる者は、受講生を受け入れる人数に応じ十分な数を確保するとともに、登録養成課程に専任できる旨の確約があること。（登録養成機関との雇用契約又は、委嘱契約による義務化等）

3. 第1号ハの要件

実施する登録養成課程以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって登録養成課程の業務が不公正になるおそれがないものであること。そのため、以下の要件を満たすこと。

- ① 資格試験予備校として中小企業診断士試験講座を開設している機関にあっては、登録養成課程で教授する者と試験講座で教授する者とは、全て異なる者とする。
- ② また、資格講座等との授業（教材を含む）の区分、施設の区分を明確にすること。
- ③ 演習で使用するケース教材は、全て中小企業版となるように努めること。
- ④ 演習のグループディスカッション、実習に、一般学生が参加する際には、参加基準を定め、登録養成課程の受講者に支障を来さないよう配慮すること。

Ⅲ. 第35条第1項第2号に定める要件への適合

第2号に定める「養成課程と同等の内容で実施される」とは、別紙「中小企業診断士登録養成課程を実施するための標準モデル」に示す内容と同等の内容の計画、実施方法等が作成され、実施されるものであること。

Ⅳ. 登録要件の適合審査など

- (1) 第34条の申請がなされたとき、中小企業庁は必要に応じ学識経験者等中小企業診断士制度に関し見識を有する者の意見を聴いて、第35条第1項に定める要件への適否を判断することとする。
- (2) 中小企業庁は第35条の規定の施行に必要な限度において、登録を受けた登録養成機関に対して、修了生評価書、実習報告書などの資料を求め、又は登録養成機関の研修施設などに立ち入り、研修の状況を調べさせることを求めることとする。

(参考)

<登録等規則>

(登録養成機関の登録基準)

第三十五条 経済産業大臣は、前条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 次のいずれにも適合していると認められるものであること。

- イ 役員、職員、設備、研修の業務の実施の方法その他の事項についての研修の業務の実施に関する計画が、研修の業務の的確な実施のために適切なものであること。
 - ロ 研修の業務の実施に関する計画を的確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
 - ハ 研修の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって研修の業務が不公正になるおそれがないものであること。
- 二 実施しようとする登録養成課程が、基準省令第七条に規定する養成課程の基準と同等の内容で実施されるものであること。

<基準省令>

(診断又は助言を担当する者の養成の基準) (注:登録養成機関に準用したもの)

第七条 登録養成機関が実施する登録養成課程(以下「登録養成課程」という。)の科目は、次のとおりとする。

- 一 経営診断Ⅰ
- 二 経営診断Ⅱ

- 2 前項各号に掲げる科目のうち、経営診断Ⅰにあつては、別表一の上欄に掲げる事項に関し同表の下欄に掲げる要件に、経営診断Ⅱにあつては、別表二の上欄に掲げる事項に関し同表の下欄に掲げる要件に適合するものとする。
- 3 登録養成課程は、当該年度又はその前年度に実施された中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成十二年通商産業省令第百九十二号。以下「登録等規則」という。)第三十八条に規定する第一次試験(以下「第一次試験」という。)に合格した者に限り、受講することができる。
- 4 登録養成機関は、第一項各号に掲げる科目について、登録養成課程を受講する者(以下「受講者」という。)が、経営診断Ⅰにあつては、中小企業診断士となるのに必要な学識の応用能力を、経営診断Ⅱにあつては、中小企業診断士となるのに必要な実務能力を修得したかどうかについて機構が作成した基準に基づき審査するものとする。
- 5 前項の規定による審査に合格した受講者を登録養成課程を修了した者とする。

(別表1及び2)

科目	経営診断Ⅰ	経営診断Ⅱ
科目の内容	中小企業診断士となるのに必要な学識の応用能力を修得させるために適当なものであること。	中小企業診断士となるのに必要な実務能力を修得させるために適当なものであること。
時間数	演習 246時間以上 実習 120時間以上	演習 84時間以上 実習 192時間以上
実習において診断又は助言を行う対象中小企業者数	2以上	3以上
実習においてグループを編成し診断又は助言を行う場合の1グループの受講者数	10人以下	8人以下
実習において1グループに対し配置する指導者の数	1人以上	同左

<p>演習を教授する者及び 実習に係る指導員の要 件</p>	<p>経営コンサルタント業を主たる事業とし て五年以上営む中小企業診断士（従業員と して経営コンサルタントに従事する期間 が五年以上の中小企業診断士を含む。）又 は中小企業の経営についての専門的な知 識及び技能若しくは中小企業に関する学 識経験を有する者であって、中小企業の経 営方法又は技術に関する研修に係る演習 又は実習の教授又は指導経験を有する者 であること。</p>	<p>同左</p>
<p>実習における報告会</p>	<p>中小企業の診断又は助言に係る提言報 告書を作成し、提出し、その報告を実施 するものであること。</p>	<p>同左</p>